

地域共生社会の更なる展開について

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針**
- 2 包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み**
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化**

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針**
- 2 包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備
のための新たな仕組み**
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化**

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（基本的な考え方）

1. 基本目標

○2040年に向けて、全ての市町村において、支援が必要な方を誰も取り残さない「包括的な支援体制」が整備されることを目指す。

2. 「包括的な支援体制」の整備に向けた取組方針

○「包括的な支援体制」の整備への道筋としては、①生活困窮者自立支援制度※1を軸に関係制度・事業の連携を強化していく”既存制度活用アプローチ”と、②人口減少や担い手不足等を踏まえ、関係制度・事業を市町村の体制に応じて集約化していく”機能集約アプローチ”が考えられる。この基本認識の下、市町村が地域住民等と議論した上で、実情に合った道筋を選択できるよう条件整備を進める（人口減少の進展を踏まえ、将来的には機能集約アプローチへの集約を想定）。

（※1）生活困窮者自立支援制度が、支援が必要な方からの相談を断らず受け止めることを明確化した上で、支援者支援の機能を強化。

○具体的には、次のような取組を行う。

（1）地域との連携・協働機能強化のため、相談対応人材の共通化※2や地域づくりを担う人材の一本化※3に向けた取組を推進するとともに、地域住民の参画を促す取組※4を推進する。

（※2）相談対応人材は、相談者が抱える課題を地域住民と連携して迅速に把握し、制度の縦割りを超えて、対応を行う機能を担う。（専門的な相談・支援については必要に応じて、都道府県や支援関係機関等と連携する。）

（※3）地域づくりを担う人材は、福祉分野のみならず、まちづくり分野の人材の活用も想定。

（※4）地域住民が支え合う互助機能の強化に向け、地域運営組織（RMO）との連携・協働を進めるなどし、地域住民の参画を促す取組を推進。

（2）高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業を集約化していくための「機能集約特例制度」を創設する（当面は、中山間・人口減少地域を対象）。

3. 重層的支援体制整備事業の位置づけ・質の向上

○重層事業は、包括的な支援体制を整備するための手段（ツール）であることを再確認するとともに、単なる体制整備（人件費補助）から、機能面・取組面（実績）を総合評価※5する仕組みへと見直していく。

（※5）評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせて総合的に行うことを念頭に今後議論を進め、調査研究等において精査。

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（イメージ）

包括的な支援体制の整備（106条の3）

既存制度活用アプローチ

- 生活困窮者自立支援制度を中心に関係制度・事業の連携を強化していくアプローチ（注1）

将来の方向

機能集約アプローチ（特例制度創設）

（当面は中山間・人口減少地域を対象）

- 関係制度・事業を市町村の体制に合わせて集約化していくアプローチ（注2）

地域との連携・協働機能強化に向けた取組

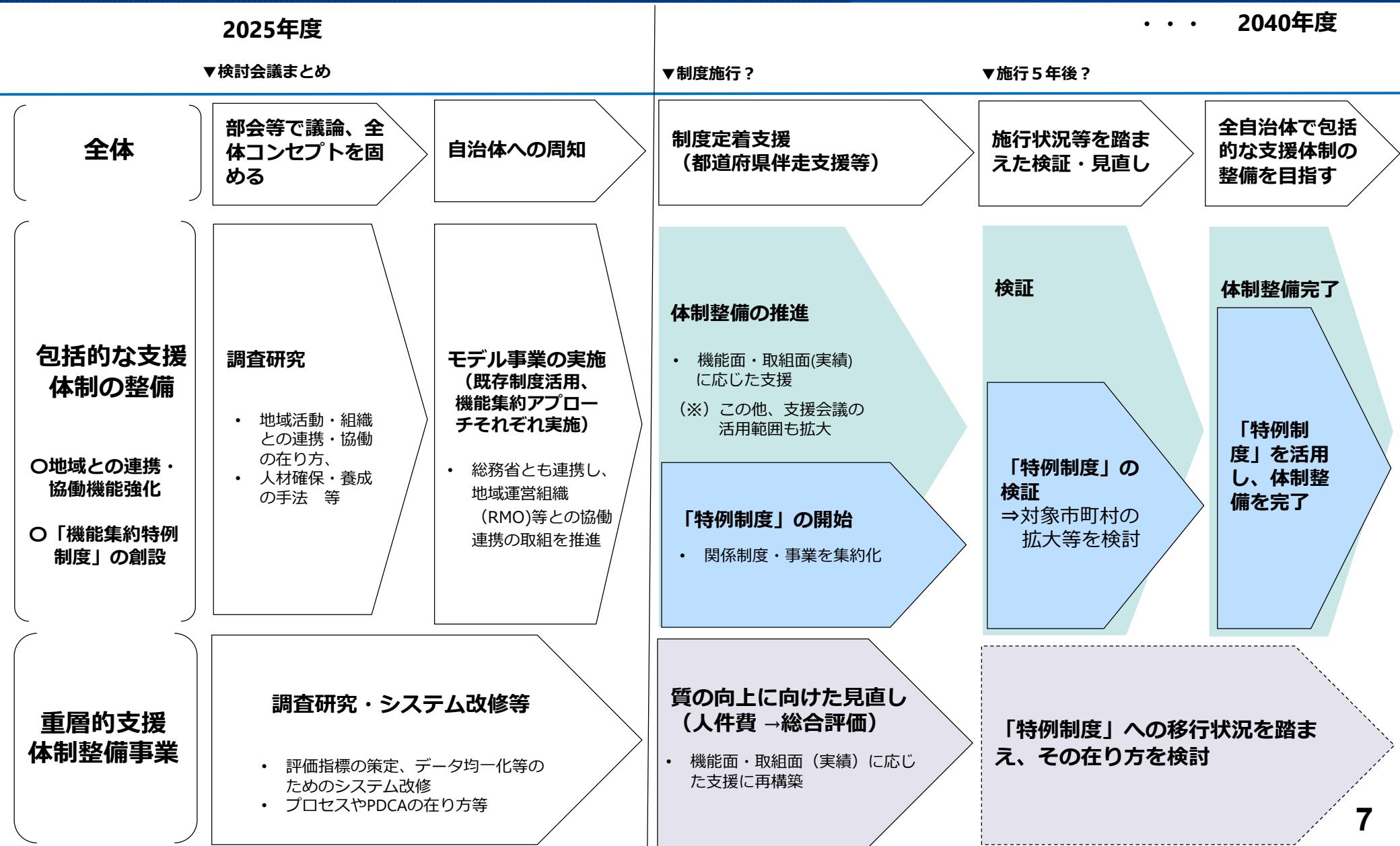
- 相談対応人材の共通化、地域づくりを担う人材の一本化（機能集約アプローチで先行）
- 地域住民の参画を促す取組等の推進

重層的支援体制整備事業（106条の4）⇒ 包括的な支援体制（106条の3）を整備するためのツール

（注1）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。（地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能）

（注2）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化（詳細な制度設計は今後調整）

2040年に向けた工程（ロードマップ）



包括的な支援体制整備のあり方の見直しに向けた、令和7年度社会福祉推進事業における対応

調査事項	調査内容	実施主体										
① 市町村における 包括的な支援体制 の整備プロセス・評 価方法に係る調査 研究	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の質の向上に向け、目標、評価指標設定、プロセス、実施状況評価、見直し方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。</td></tr> <tr> <td>③</td><td>重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。</td></tr> <tr> <td>④</td><td>②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>①～④による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr> </table>	①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。	②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。	③	重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。	④	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。	⑤	①～④による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	三菱UFJ リサーチ＆コン サルティング
①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。											
②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。											
③	重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。											
④	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。											
⑤	①～④による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。											
② 地域住民主体の 地域づくりに係る背 景と福祉行政との 連携体制の構築 過程に関する調査 研究	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民主体の活動や、当該活動と専門性のある支援体制の連携・協働の促進に向け、事例収集・効果的な支援方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。</td></tr> <tr> <td>③</td><td>②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。</td></tr> <tr> <td>④</td><td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr> </table>	①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。	②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。	③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	全国コミュニ ティライフサ ポートセンター (CLC) ※ 総務省、 全世代型社 会保障構築 本部事務局と 協働で実施		
①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。											
②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。											
③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。											
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。											

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針**
- 2 包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備
のための新たな仕組み**
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化**

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題①）

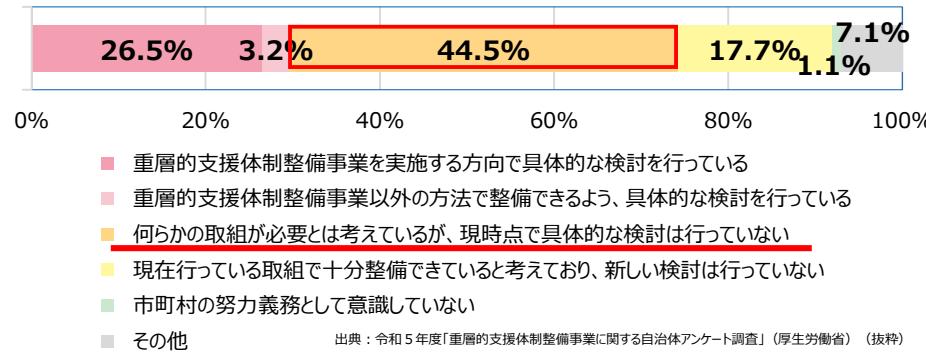
現状・課題①

- 社会福祉法第106条の3において、全ての市町村で「包括的な支援体制」を整備することを努力義務としており、社会福祉法第106条の4において、その一つの手段として「重層的支援体制整備事業」が位置づけられている。

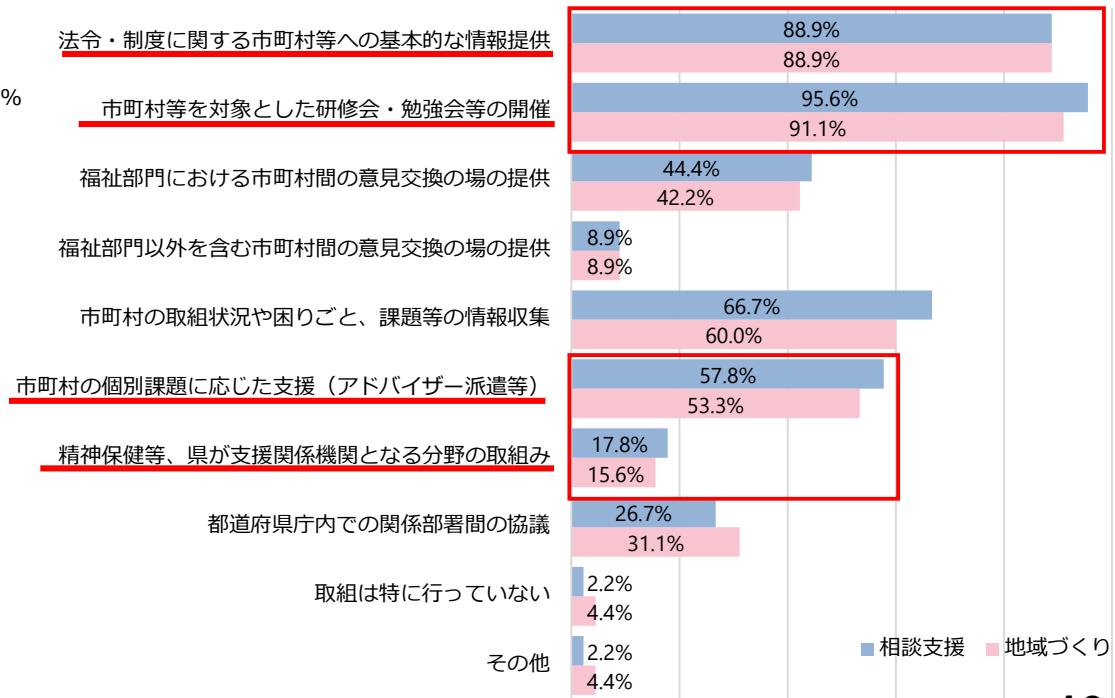
（包括的な支援体制の整備・支援の状況）

- 一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供に留まっており、市町村の実情に応じた支援には至っていない。
- また、重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。自治体ヒアリングでも、財政支援や支援会議を利用可能とすることを求める意見があった。

《市町村における包括的な支援体制整備の検討状況》



《都道府県による市町村支援の状況》



《都道府県の課題認識》

- 市町村ごとに取り組みの進捗状況が異なっており、抱えている問題も様々であるため、全体研修により取り組みを推進する段階から市町村個々の悩みを解決する段階に移行しつつあると感じており、アドバイザー派遣等の取り組みを行い個々の課題の抽出・解決を行っていくことが重要であると考えている。
- 市町村でどのような事業を実施しているかを分析・評価（事業アセスメント）するとともに、地域にどのようなニーズがありどのような資源があるのかを調査・分析・評価（地域アセスメント）し、それらを勘案して自治体の事業の実施体制を検討する（新規、継続、組み換え、廃止の検討）ことが重要である。都道府県としては、市町村が希望する場合に、前述した取組を実施するための支援を行なうべきだと考えている。

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題②）

現状・課題②

（重層的支援体制整備事業の運用状況）

- 令和2年度の制度創設以降、実施箇所数は増加している中で、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）は、機能面や取組面の評価ではなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。
- また、事業実施に向けた検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。

（生活困窮者自立支援制度等の既存制度と重層的支援体制整備事業の関係）

- 重層的支援体制整備事業は、既存の各福祉分野の制度を下支えする補完的な機能を果たすことで、包括的な支援体制の整備を図るために体制整備の事業であるが、既存制度が十分に活用されないまま、重層的支援体制整備事業担当（多機関協働事業担当）にケースが任せきりにされてしまう実態なども見られている。
- このため、既存制度の活用、特に制度の狭間を生まないための包括的な支援を理念として創設された生活困窮者自立支援制度が重要となるが、現状、生活困窮者自立支援制度の相談支援の対象が限定的に捉えられている面もある。

《プロセス実施状況》

重層的支援体制整備事業実施に向けた準備を行うPT等の設置状況

設置している・・・43.6%
設置していない・・・56.4%

PT等の設置状況別の、事業運用に関するルールやツールの作成状況

設置している場合・・・55.9%
設置していない場合・・・22.0%

《事業評価・見直しの実施状況》

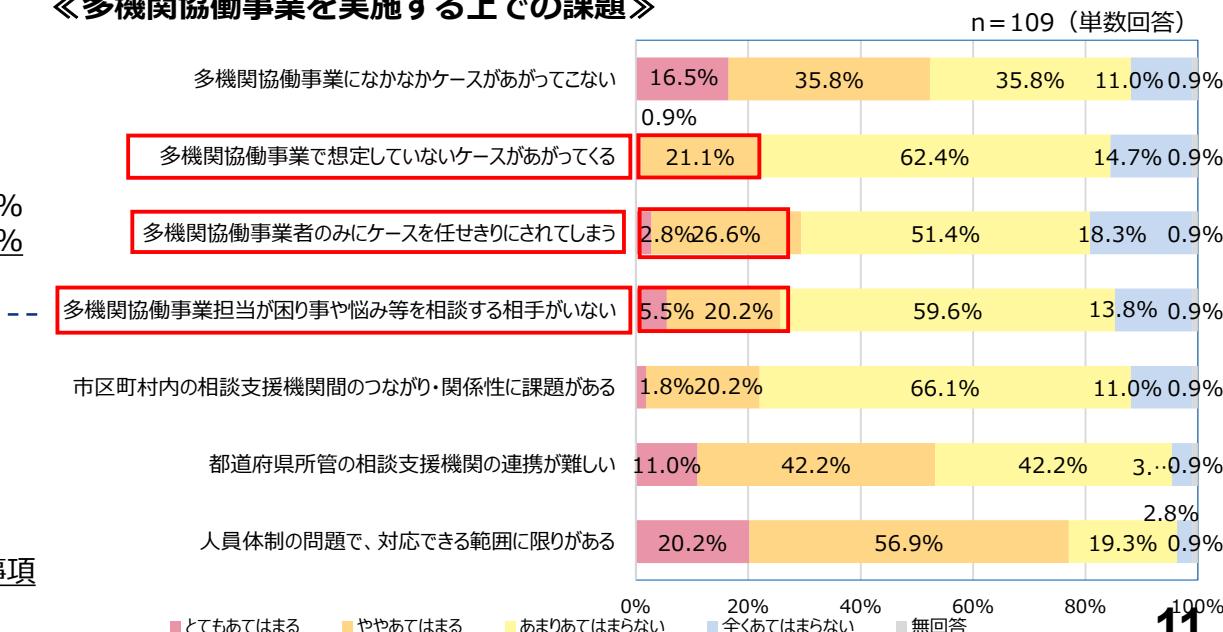
重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

策定済・・・62.4%
策定中・・・27.5%
策定予定なし・10.1%

実施計画における記載状況

事業目標を記載・・・53.5%
事業評価・見直しに関する事項を記載・・・65.9%

《多機関協働事業を実施するまでの課題》



2 包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題③）

現状・課題③

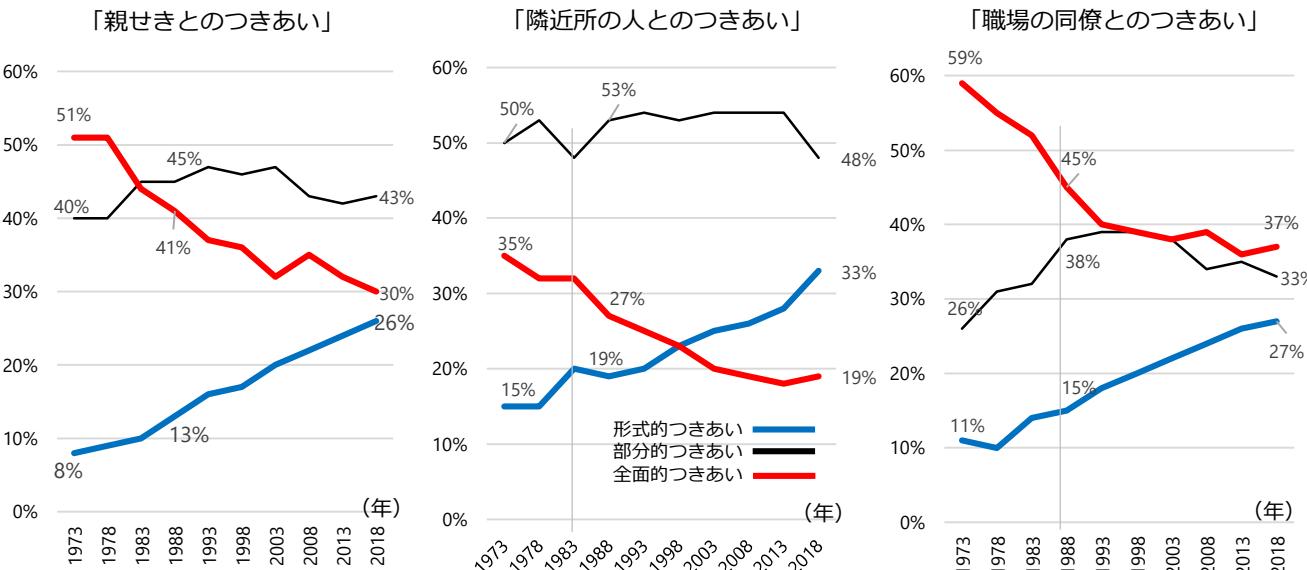
(地域づくり・地域との連携・協働)

- 包括的な支援体制の整備にあたっては、相談支援（個別支援）を中心に体制構築がされており、地域づくりに十分に取り組めていない状況が見られる。
 - また、今後、人口減少や単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能の脆弱化が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じている。

(包括的な支援体制の中でのこども・若者支援)

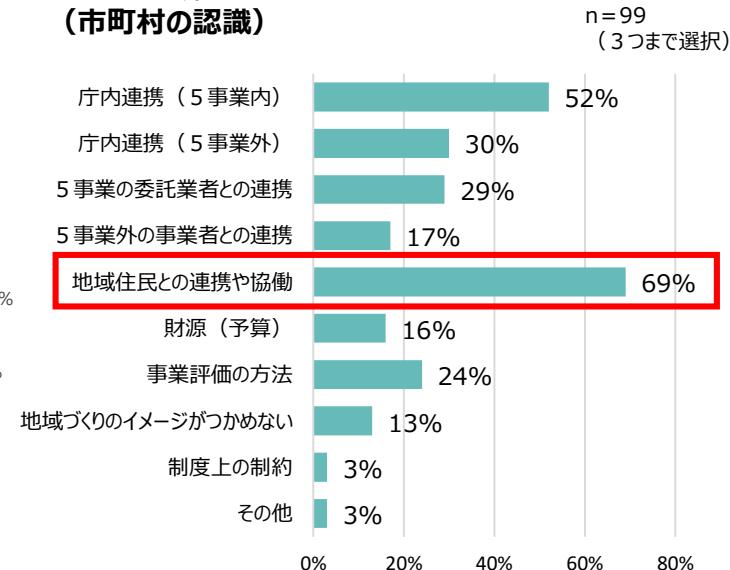
- こども・若者支援については、こども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業などの取組が進められてるが、こども期から若者に至る過程での支援が継続しないこと、関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていないとの指摘があるほか、若者への支援の必要性について、包括的な支援体制整備の中で十分に意識されていなかった面もある。

《地域における支え合いの変容》



資料：NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」（注）「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」の定義はそれぞれ以下のとおり。
「形式的つきあい」：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい
「部分的つきあい」：気軽に行き来できるようなつきあい
「全面的つきあい」：なにかで相談したりたまに会えるよううかつつきあい

《地域づくりにおいて重要な課題》 (市町村の認識)



(※) 5事業とは、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に含まれる「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「生活困窮者支援策等のための地域づくり事業」を指す。

- 令和4年度 生活性困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
 「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」「地域づくり」推進のための手引き
 地域共生社会の実現に向けた「(株)会計処理ガイド」

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（論点①）

論点①

- 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

（市町村における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 市町村が包括的な支援体制を整備を進めるにあたって実施すべき施策の明確化（地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村の体制整備の促進（支援会議の活用を可能とする 等）
- ・ 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るための方策を推進（市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設 等）
- ・ 生活困窮者自立支援制度による対応強化（制度対象に支援が必要な者が幅広く含まれることを明確化、福祉事務所未設置町村における一次相談事業の拡充（努力義務化） 等）

《包括的な支援体制のイメージ図》

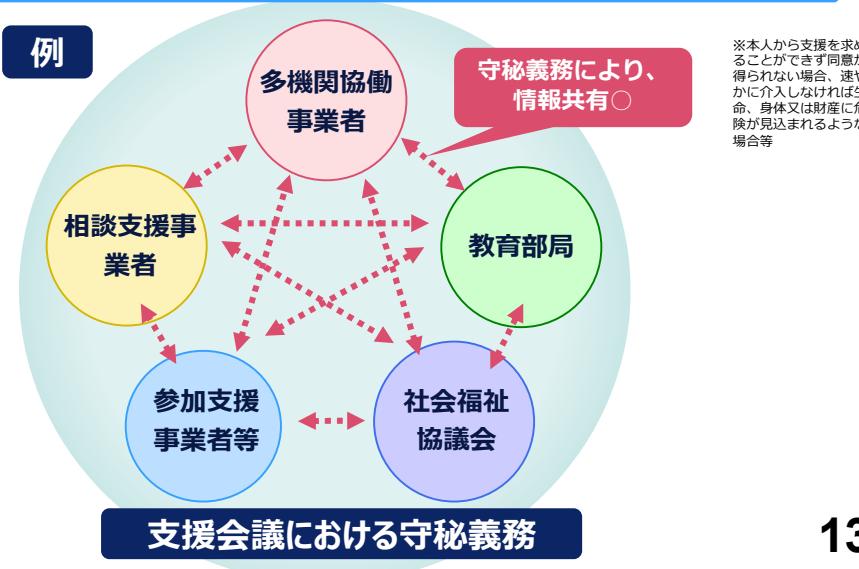


《支援会議の仕組み》

※現在、重層的支援体制整備事業実施自治体のみ活用可

- ・ 複雑化・複合化した課題が疑われるケースの情報共有や支援方策等の検討を行う
- ・ **守秘義務の設定**
⇒ **一定の要件**（※）を満たす場合、本人同意なしでケースの情報共有が可能となる

例



2 包括的な支援体制整備に向けた対応（論点②）

論点②

（都道府県における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 都道府県による支援強化（市町村への伴走支援強化、広域対応が必要な支援実施主体としての役割の明確化 等）

（重層的支援体制整備事業の質の向上）

- ・ 検討プロセスの要件化（現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画の見直し（必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加、計画の定期的な見直し 等）
- ・ 財政支援の仕組みの見直し（体制整備（人件費補助）→機能面・取組面の総合評価に 等）

（※）必要な検討プロセス・事業の評価・見直し方法等は、調査研究を実施・整理し自治体に示す。なお、評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせて総合的に行うことを念頭に今後詳細を検討。

（包括的な支援体制の中でのこども・若者支援）

- ・ こども・若者支援の推進（市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意（※）した包括的な支援体制整備の必要性を周知、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の取組促進（努力義務化、補助の在り方）

（※）こども期からの予防的支援や若者の特性に留意しアウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと 等

《都道府県の責務・役割》

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

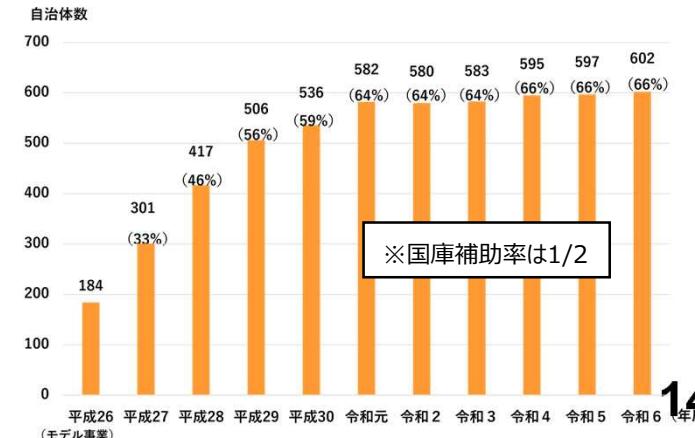
第6条（略）

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

《包括的な支援体制の整備に向けた 都道府県後方支援事業》

- 予算額：1.5億円（令和7年度）
- 国庫補助率：3／4
- 主な実施内容
 - (1) 都道府県内・外の連携体制確保
 - (2) 市町村への研修（必要なプロセス等の実施）
 - (3) 管内市町村同士のネットワーク作り
 - (4) 管内市町村に対する伴走的支援の実施
 - (5) 機運醸成のためのセミナー・シンポジウム開催

《子どもの学習・生活支援事業の取組状況》



※国庫補助率は1/2

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針**
- 2 包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備
のための新たな仕組み**
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化**

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



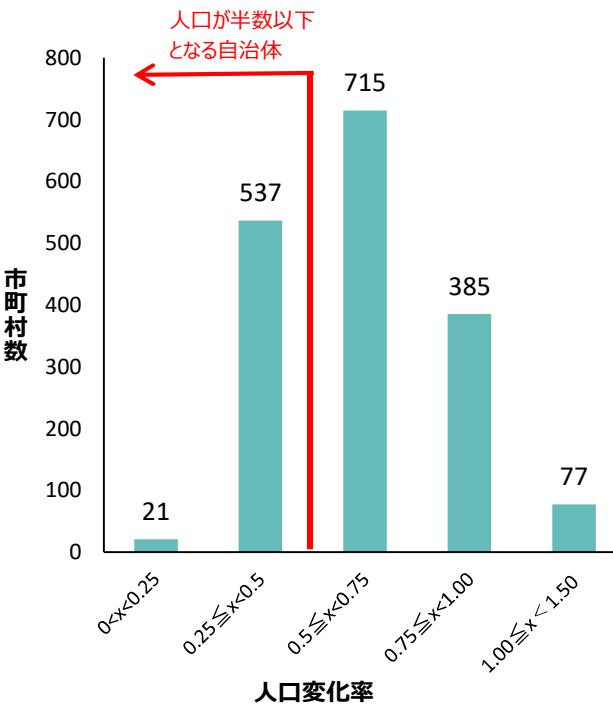
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（現状・課題）

現状・課題

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる。こうした中で、過疎地域等においては、対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要があるが、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要があり、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

《2050年人口の変化率別市区町村数》
(2015年人口比)



（出典）国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」（令和3年6月）

《持続可能な地方行財政の在り方に関する研究会報告書（抜粋）》（令和7年6月）

1. 人材不足等の状況

- 生産年齢人口はピーク時から約1100万人減少し、既に自治体では専門人材等の人材不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代の退職によって今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること
- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援
- 国としても具体的な対応策について一定の選択肢を示す

3. 公務人材の確保

- 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

《重層的支援体制整備事業実施率》
(人口規模別／令和6年度)

市町村の人口規模	事業実施率
1万人未満	6.6%
1万人以上～3万人未満	13.7%
3万人以上～5万人未満	20.9%
5万人以上～10万人未満	29.1%
10万人以上～20万人未満	35.8%
20万人以上～30万人未満	47.9%
30万人以上～40万人未満	63.3%
40万人以上～50万人未満	78.9%
50万人以上	57.1%

（出典）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和6年1月1日時点）より作成

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（論点①）

論点①

- 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。なお、詳細（必要な人員体制等）については、自治体の意見も聞きつつ、モデル事業等を実施した上で、実態に即した内容となるよう検討を進める。

(各分野の相談支援・地域づくり事業の体制整備)

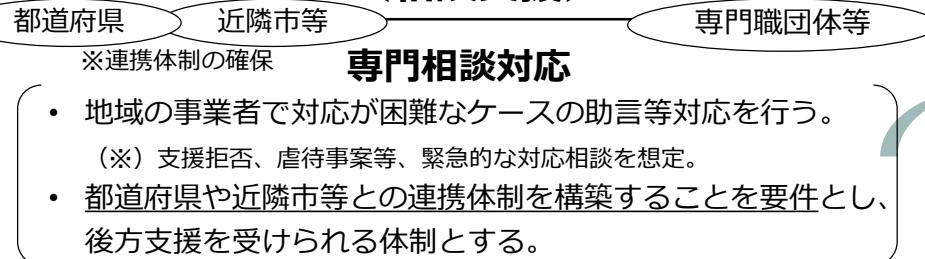
- ・高齢、こども、障害、生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、既存事業の機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく機能別に構造化し、包括的な実施を可能とするため、配置基準等を柔軟化。
- ・相談支援は、一次相談対応に必要な分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。専門的相談対応等を行うため、都道府県や近隣市等との連携体制構築を要件化。
- ・地域づくりは、地域活動コーディネーターを配置。コーディネーターは福祉分野に加え、福祉以外のまちづくり分野等の役割も兼ねる。地域活動・拠点運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化。分野・属性を問わない取組支援を可能とする。これらについて、地域運営組織（RMO）と一体的に実施することも想定。

(相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する事業)

- ・重層的支援体制整備事業よりも簡素なものとし、地域との連携・協働機能の強化を図る内容とする。

《具体的なイメージ（案）》

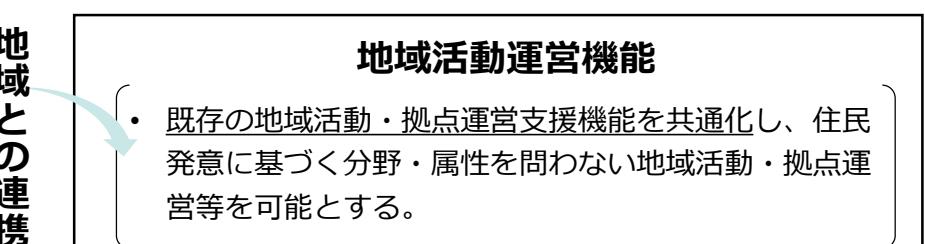
<相談支援>



一次相談対応

- ・分野・属性問わず包括的に相談を受け止め、アセスメントし、支援・サービスにつなげる。
- ・専門的な内容は、市町村内の専門相談対応につなぐ又は都道府県や近隣市等との連携体制を構築した広域対応につなげる。
- ・分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。

<地域づくり>



地域活動コーディネート機能

- ・住民ニーズ・住民発意を尊重した地域活動創出のコーディネートを行うため、コーディネーターを配置。
- ・生活支援コーディネーターや生活困窮相談員等の福祉分野に加え、集落支援員等、地域振興分野の役割も兼ねることとし、住民発意に基づき分野・属性を問わない取組支援を可能とする。

地域運営組織と一緒に実施することも想定

①人材づくり（相談対応人材の共通化、地域づくり人材の一本化）

②地域住民参画支援（地域運営組織（RMO）などの連携）

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（論点②）

論点②

（対象地域・実施要件）

- ・人口規模が小さい、人口減少が進行している等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県や国が確認
※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること 等

（市町村への補助の在り方）

- ・重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行える仕組み
※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針**
- 2 包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備
のための新たな仕組み**
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化**

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化（現状・課題①）

現状・課題①

（地域共生社会の概念・理念の性格・行政責務）

- 社会福祉法第4条第1項において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない、と規定されている。社会福祉法第4条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての地域住民等の責務が規定されている。他方、第6条第2・3項においては、地域福祉の推進にあたっての国・地方公共団体の責務が規定されている。
- この点について、第4条の地域住民等と第6条の行政の関係性が法文上明確ではなく、地域共生社会の推進の主体が地域住民等のみと捉えられている面もある。

（福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮）

- 社会福祉法第3条・第5条においては、福祉サービスの基本的な理念や提供の原則が規定されているが、当該規定において、意思決定支援への配慮の必要性は明記されていない。

『地域住民等の責務の規定』

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、（中略）福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

『行政の責務の規定』

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

『福祉サービスの提供原則等の規定』

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならぬ。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

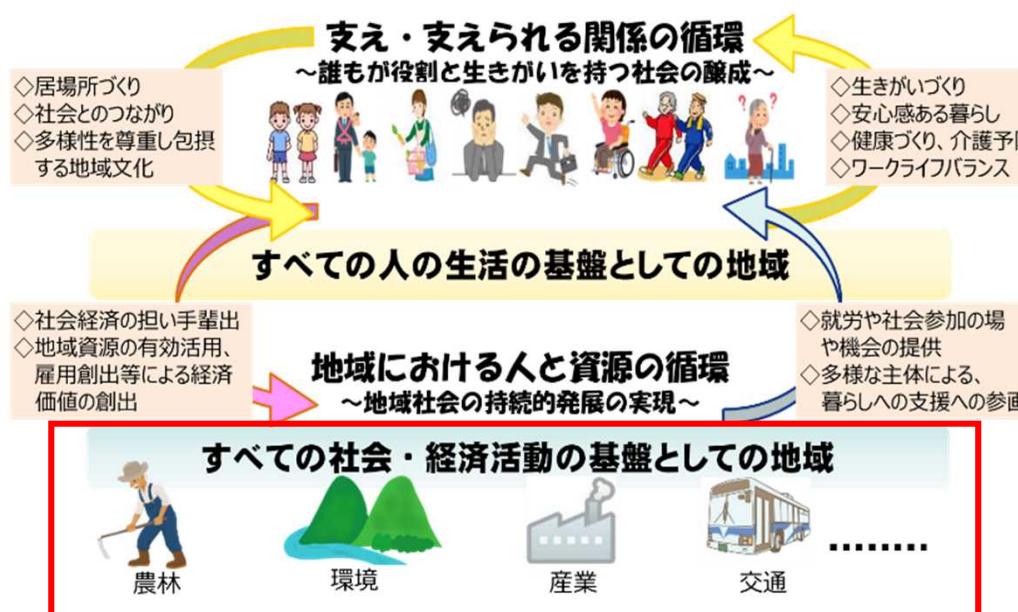
4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化（現状・課題②）

現状・課題②

（福祉以外の分野との連携・協働）

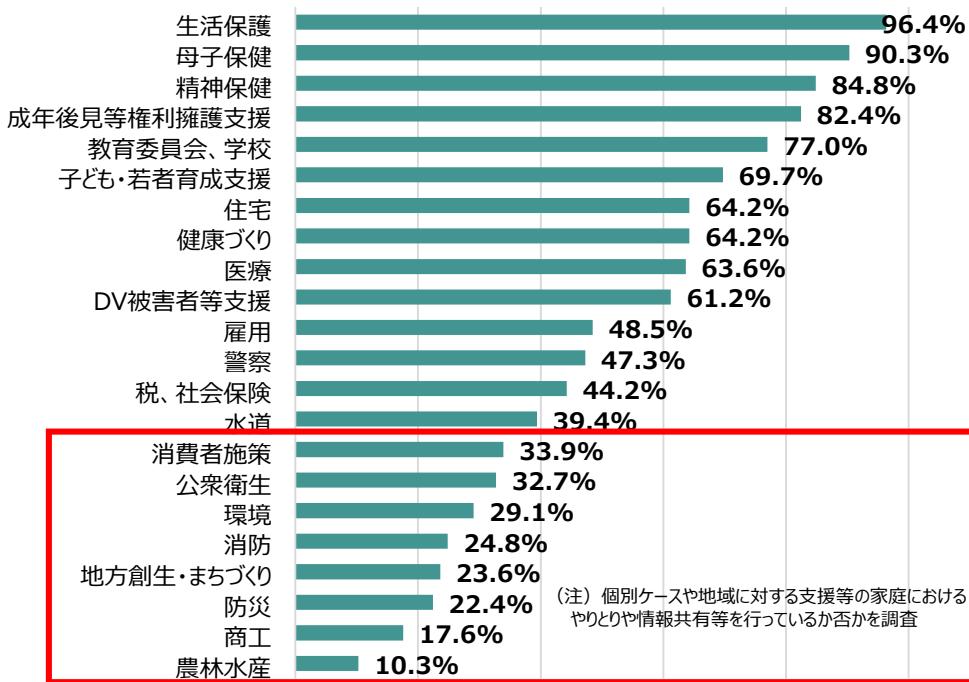
- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、様々な分野が密接に関連している。幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与すると共に、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現にあたり極めて重要な視点。
- 他方、連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。

《地域共生社会のイメージ》



《市町村において連携している分野》

・ 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村のうち、調査に回答した165市町村において、多機関協働事業で連携や調整を行っている分野とその分野と連携・調整を行っている市町村の割合



（注）個別ケースや地域に対する支援等の家庭におけるやりとりや情報共有等を行っているか否かを調査

4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化（論点）

論点

- 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点に関して、法令上の規定の整備を検討することについてどのように考えるか。

（地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務について）

- ・地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が、地域社会に参画し、共に生活していくことや、地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが重要であることから、この趣旨を条文上反映
※ あわせて、今後、互助や住民主体の取組が不可欠になっていくといった、地域共生社会を推進する趣旨や背景を含め、よりわかりやすく伝え、広く認識共有が図られるよう対応
- ・第4条（地域住民等の責務）と第6条（行政の責務）の関係性を整理し、行政には、上記のとおり、あらゆる地域住民が地域社会に参画し、地域住民同士で支え合う関係づくりを支援する等の責務・役割があることを明確化

（福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮）

- ・福祉サービスの提供等にあたっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化

（福祉以外の分野との連携・協働）

- ・まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大
- ・地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉以外分野関連施策との連携・協働に関する事項を明確化

※ あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む

參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内の連携・協働を図るための制度改正³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）

～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(7) 「誰一人取り残されない社会」の実現

(共生・共助)

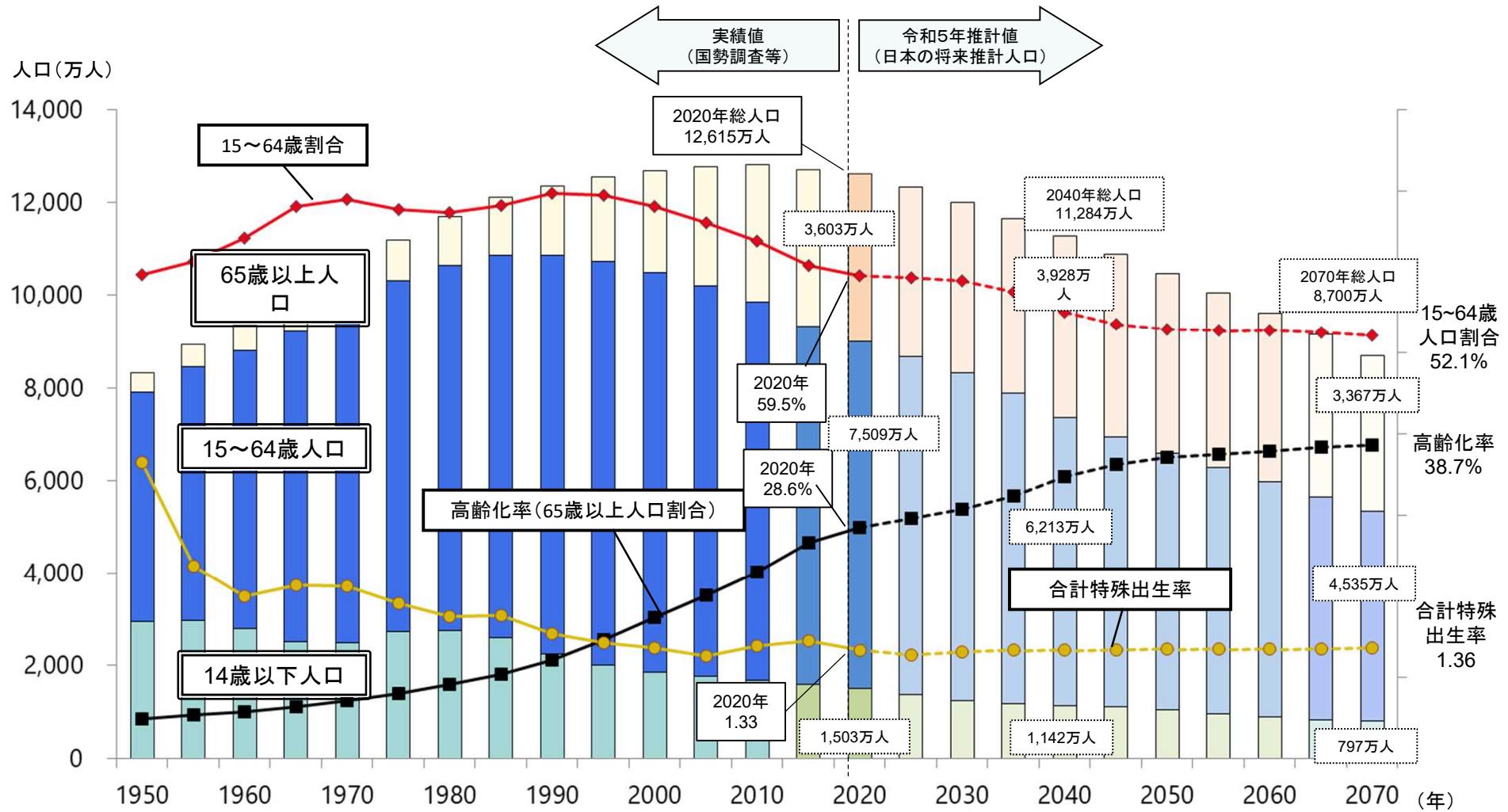
国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため、外国人を含む人材確保対策を進める。ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援するとともに、NPO等民間団体と連携した若者支援を推進する。多世代参画の下、多様な主体が連携し地域社会の課題解決に横断的に取り組むためのプラットフォーム¹⁸⁰の構築や生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備を推進する。

貧困の連鎖を防ぐための子どもの学習・生活支援や住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化する。

180 地域運営組織（RMO：Region Management Organization）を含む。

日本の人口の推移

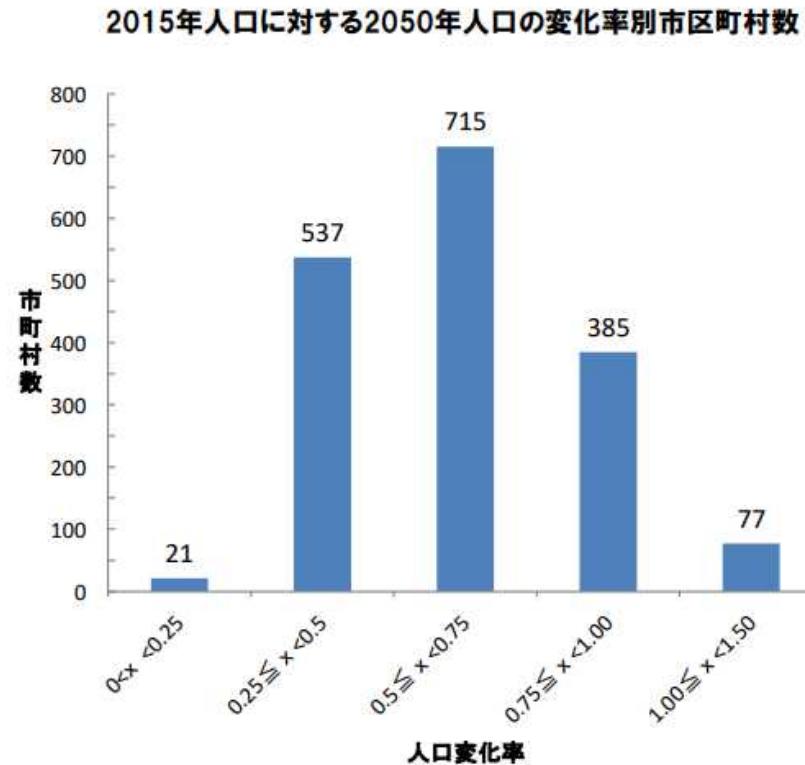
- 日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



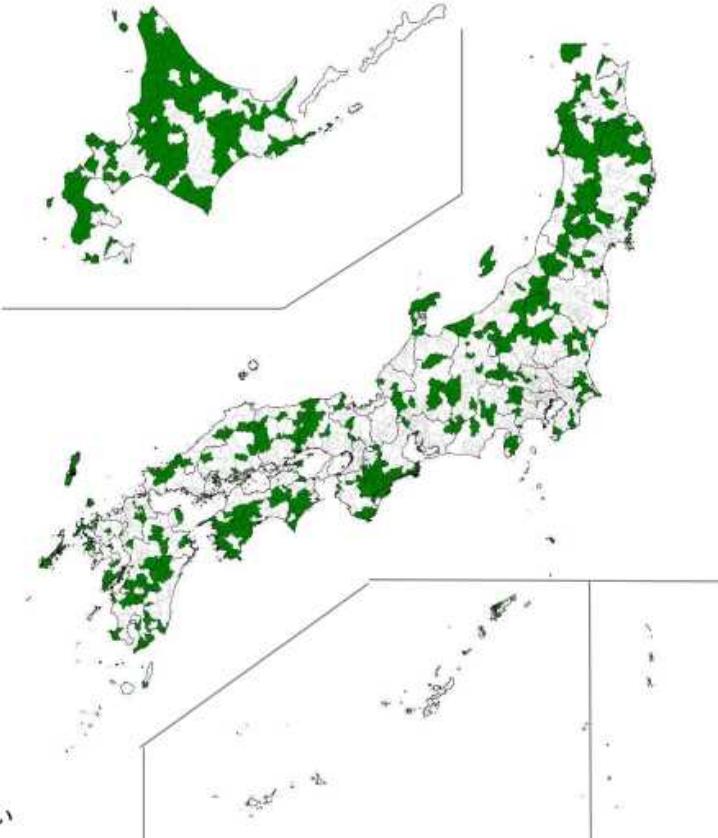
(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

人口減少の地域差

- 市区町村別にみると、558市町村（全市区町村の約3割）が人口半数未満になり、そのうち21市町村が25%未満となる。
- 特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。



2050年までに人口半数未満となる市区町村の分布

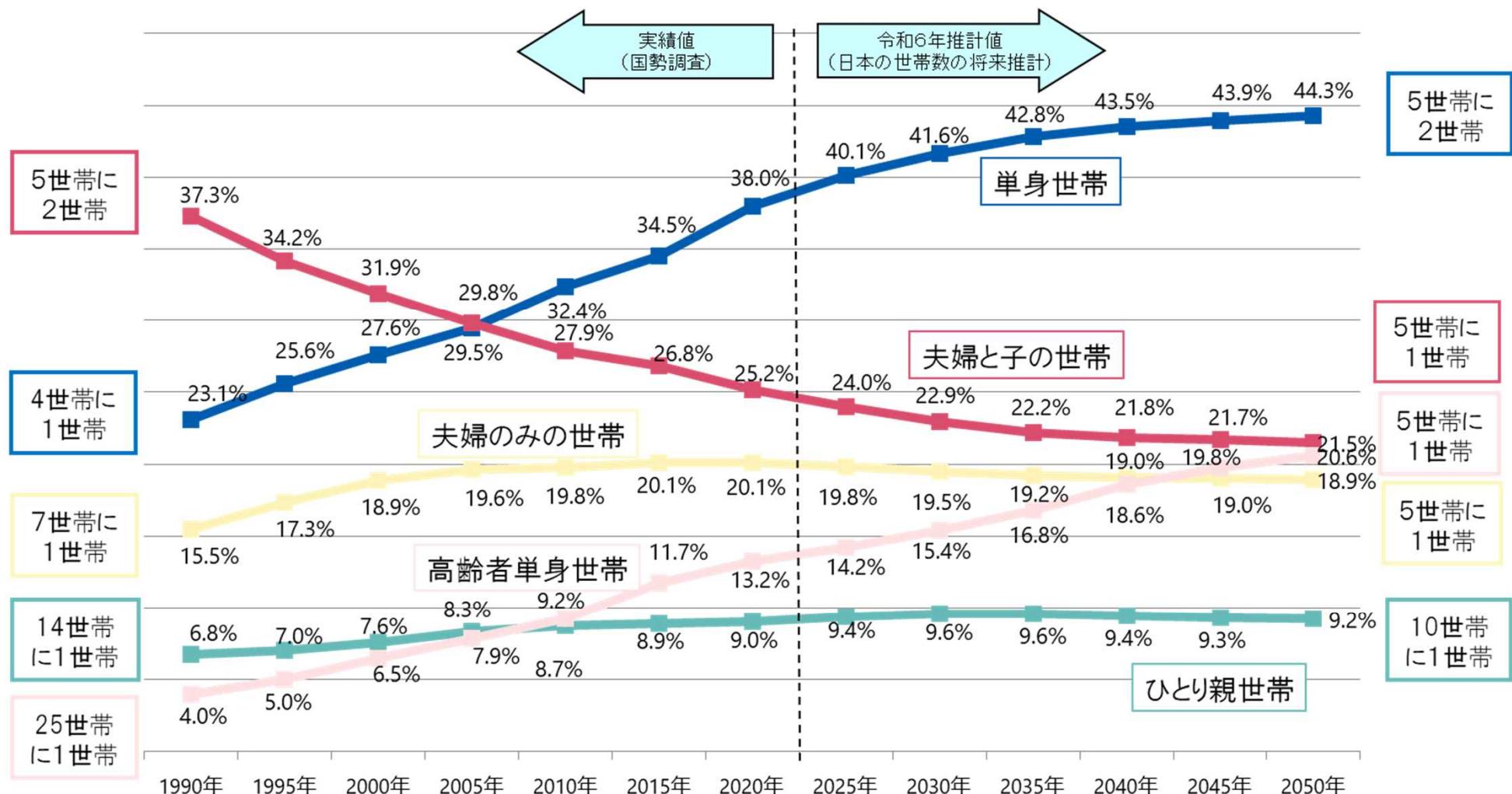


(注)分析対象には、福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村は入っていない

(備考)1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局推計
2. 国土数値情報500mメッシュ(4次メッシュ)の中心点が市町村区域の内側に位置するメッシュを当該市町村に属するメッシュとして集計。

世帯構成の推移と見通し

単身世帯、高齢者単身世帯^(※1)ともに、今後とも増加が予想されている



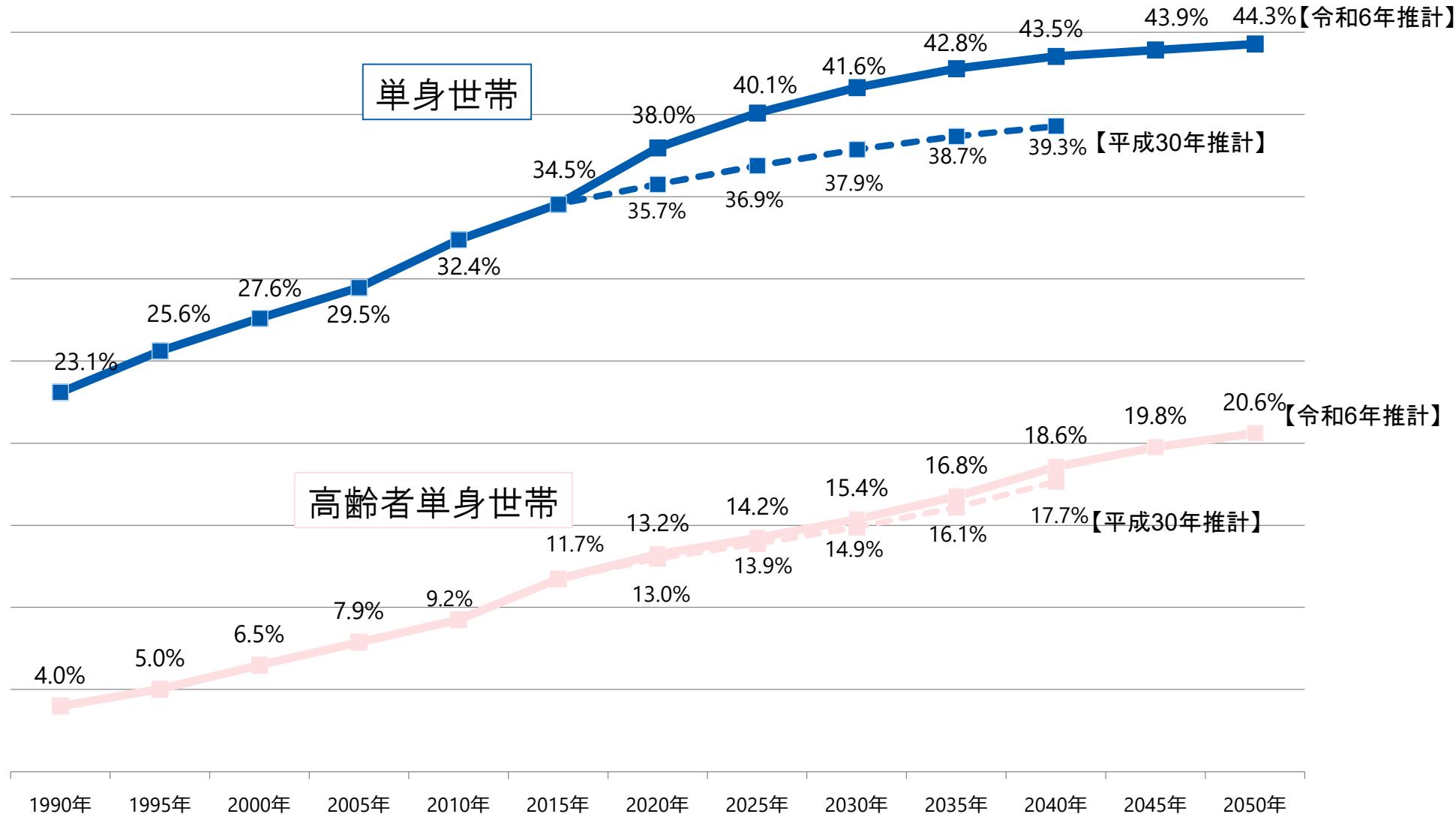
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続柄が「子」である者を指す。

世帯構成の推移と見通し(前回推計との比較)



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計・平成30年推計)」

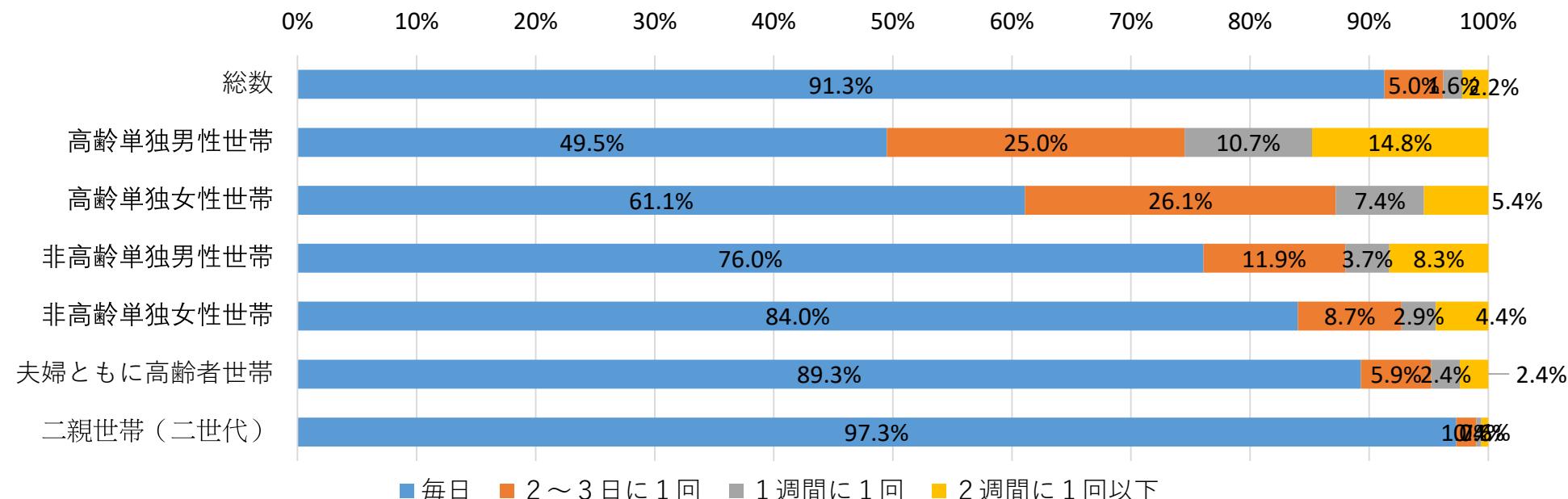
(※1)世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2)子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

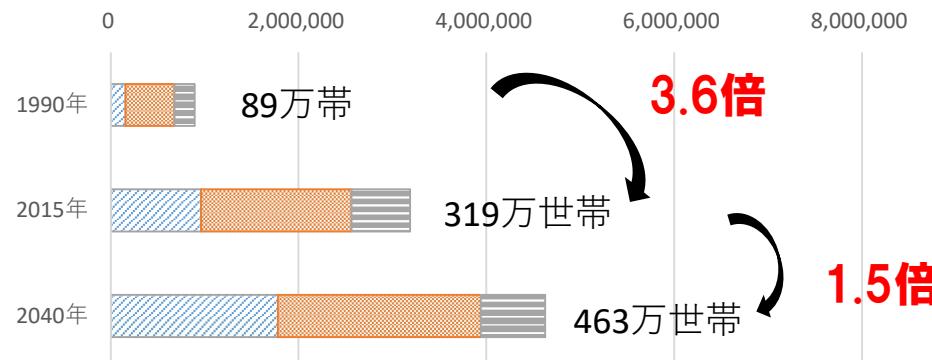
つながりの変容 ①

単独世帯（特に高齢単独世帯）においては、会話の頻度が少ない者の割合が高い。

「会話の頻度」（世帯類型別・2017年）



- 「会話の頻度が少ない」高齢者の世帯は、1990～2015年の25年間で3.6倍となり、2015～2040年の25年間で1.5倍に増加の見込み。

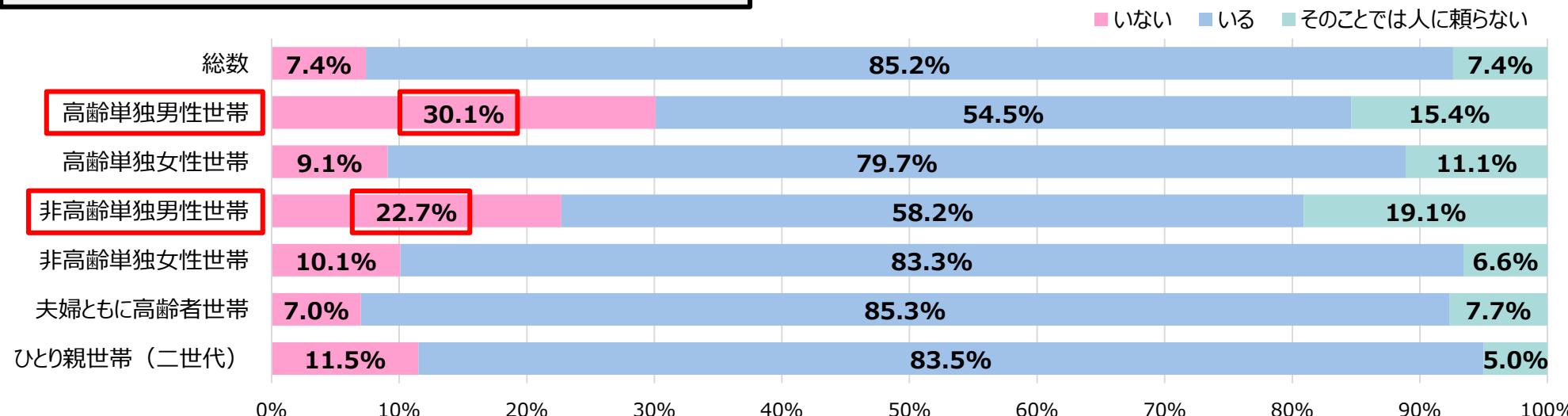


つながりの変容 ②

- 単独世帯（特に男性単独世帯）においては、日頃のちょっとした手助けで頼れる人がいない者の割合が高い。
- 「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、1990年～2015年の25年間で3.6倍となり、2015年～2040年の25年間で1.4倍に増加の見込み。

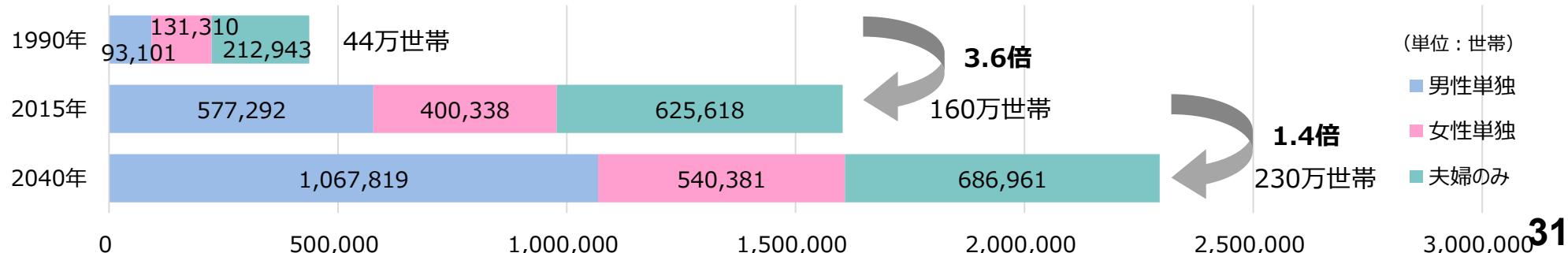
「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人の有無（世帯類型別）

出典：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2017年7月）



日頃のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる世帯

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30年推計）」、同「生活と支え合いに関する調査」（2017年7月9日を用いて厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室において推計。）



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、
包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

- (※)以下、3点の機能を有する体制
- ①地域住民同士が支え合う機能
 - ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
 - ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所 (R7予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 (※) 社会福祉法第106条の3柱書の規定
 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新 属性を超えた 対応が可能な制度
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

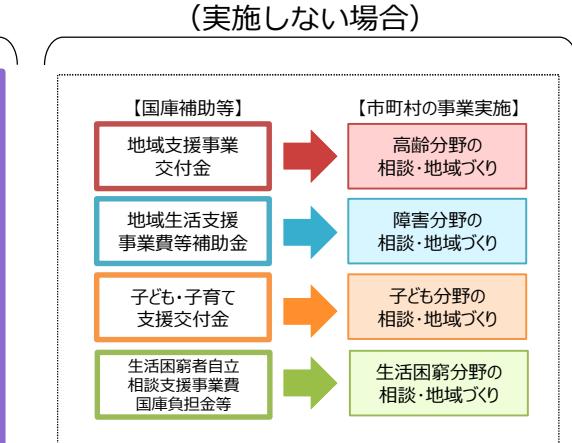
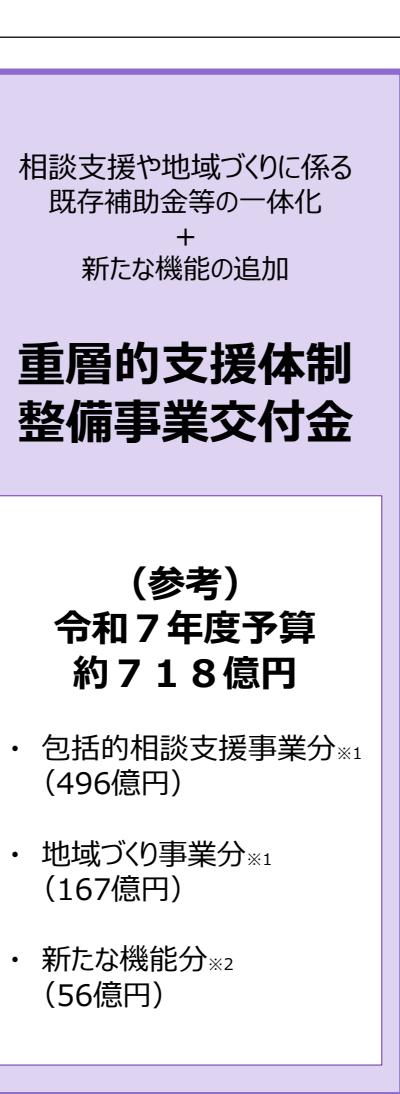
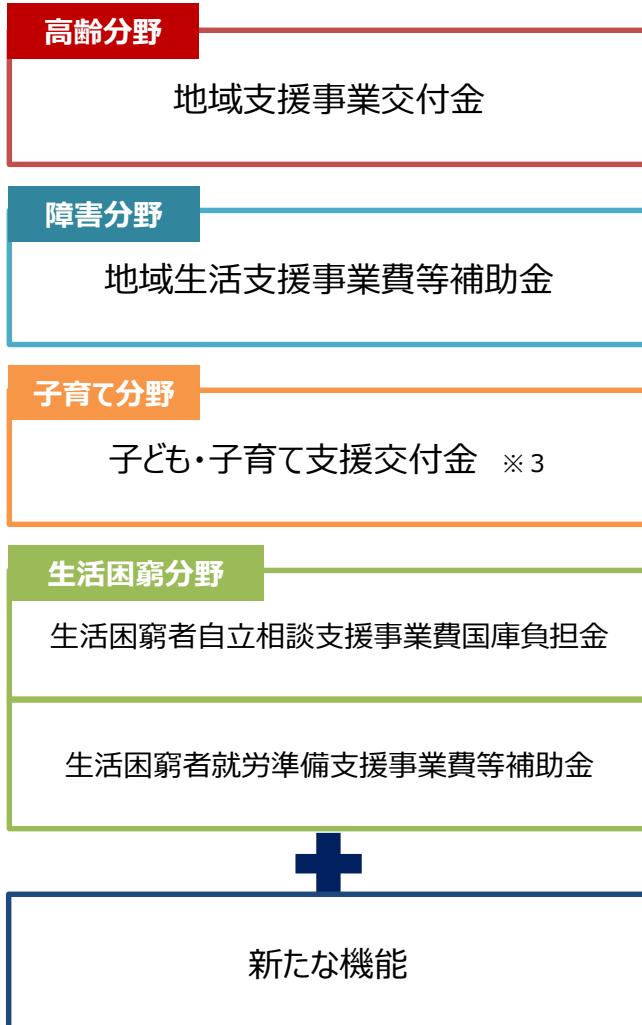
重層事業を実施した市町村にのみ追加の財政支援を実施

重層的支援体制整備事業交付金の構造

参考

- 重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能を追加し一括交付するもの。

重層的支援体制整備事業を実施する場合



※1 既存事業

- 包括的相談支援事業
 - ・ 高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・ 障害（基幹相談支援センター機能強化事業等）
 - ・ 子育て（利用者支援事業）
 - ・ 生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○ 地域づくり事業

- ・ 高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・ 障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・ 子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・ 生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

※2 新たな機能

- ・ 多機関協働事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 参加支援事業

※3 子育て分野の予算計上

- ・ 子ども・子育て支援交付金は子ども家庭庁計上
- ・ 重層的支援体制整備事業交付金については、子ども家庭庁から予算を移管し、厚生労働省へ計上

各制度の配置基準等①（相談支援事業）

分野	機関／事業名	実施自治体数／設置箇所数	人員配置基準	(小規模自治体等における) 基準の柔軟化
介護	地域包括支援センター ※市町村は、介護保険法第115条の45第2項において、総合相談支援を含む包括的支援事業を実施するものとされており、同法第115条の46第2項において、当該事業を実施する施設として地域包括支援センターを設置することができると規定。	1,741市町村／5,451カ所 (令和6年4月時点)	<ul style="list-style-type: none"> ○担当区域における第一号被保険者が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに次のとおり。【省令で規定】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師（又は準ずる者） 1人 ・社会福祉士（〃） 1人 ・主任介護支援専門員（〃） 1人 (地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数圏域の高齢者数を合算して3職種を配置することも可能) ○常勤専従要件あり（ただし、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることができる） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一号被保険者の数に応じて次のとおり。【省令で規定】 <ul style="list-style-type: none"> 【概ね2000人以上3000人未満】 <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の保健師等を1人、及び ・常勤専従の福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人。【概ね1000人以上2000人未満】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師等・社会福祉士等・主任介護支援員等のうち2人（うち1人は常勤専従）【概ね1000人未満】 ・保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち1人又は2人 ○兼務可（小規模市町村で、適切な事務遂行を確保できる場合）
障害	障害者相談支援事業 ※障害差総合支援法第77条第1項第3号において、地域生活支援事業の一つとして行うものとすると規定。	1,741市町村 (複数市町村による共同実施可)／—	<ul style="list-style-type: none"> ○特段定めなし（指定特定相談支援事業所等へ委託する場合は、常勤の相談支援専門員が配置されている必要あり）。 ○常勤専従要件なし。 	—
子ども	利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第59条第1号において、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、行う事業として規定。	基本型 592市町村／1,444カ所	<ul style="list-style-type: none"> ○1事業所1名以上配置。専任。 ○研修を受講し実務経験がある又は子ども家庭ソーシャルワーカーに該当する者を要件。 	—
		特定型 258市町村／391カ所	<ul style="list-style-type: none"> ○1事業所1名以上配置。専任。 ○研修を修了していることが望ましい。 	—
	こども家庭センター型 ※児童福祉法第10条の2において設置を努力義務としている	1,409市町村／2,117カ所 ※令和8年度までは右記人員配置基準の一部を満たす自治体も実施自治体に含む	<ul style="list-style-type: none"> ○センター長を1カ所1名配置。 ○母子保健・児童福祉双方業務の両機能の十分な知識を有し、俯瞰した立場で実務マネジメントを行う統括支援員を1名配置 ○母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師またはソーシャルワーカー（社会福祉士等）を1名以上配置。専任が望ましい。 ○児童福祉機能の運営職員として、自治体規模に応じ、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模自治体等、実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務可。 ○児童福祉機能運営職員は、小規模A型（人口5万人未満に限る。）では、母子機能と児童福祉機能を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可。
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 ※生活困窮者自立支援法第5条第1項において、事業を行いうものとすると規定。（＊）	906自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村計)／1372機関	<ul style="list-style-type: none"> ○主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の配置が基本。 ○主任相談支援員等は原則研修終了者。 ○常勤専従要件なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可。

(*) 福祉事務所未設置町村は、一次相談支援事業を実施。実施町村数は103町村。人員配置基準等は定めなし。

各制度の配置基準等②（地域づくり事業）

分野	機関／事業名	実施自治体数／設置箇所数	人員配置基準
介護	生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条の45第2項において、地域支援事業の一つとして、事業を行うものとすると規定されている。	1,741市町村	・生活支援コーディネーターを第1層（市町村区域）及び第2層（日常生活圏域）ごとに配置。（配置人数は任意。） ・第1層と第2層を兼務することや複数の第2層を担当することも可。 ・資格要件はなし（コーディネート機能を適切に担うことができる者） ・常勤専従要件なし。他の制度に位置づけられる職種と兼務可。
	地域介護予防活動支援事業 ※介護保険法第115条の45第1項において、介護予防・日常生活支援総合事業の一つとして、事業を行うものとすると規定されている。	1,741市町村	—
障害	地域活動支援センター事業 【基礎的事業】 ※障害者総合支援法第77条において、市町村は地域生活支援事業として行うものとすると規定。	1,499市町村 ※自立支援振興室調べ （令和5年度末時点）	【省令で規定】 ・施設長1人、指導員2人以上配置。 ・施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、同センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。
子ども	地域子育て支援拠点事業（一般型） ※子ども・子育て支援法第59条第9号において、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、行う事業として規定。	1,456市町村／6,636力所	・子育ての知識・経験を有する等の者を2名以上配置 ・専任
	地域子育て支援拠点事業（連携型）	203市町村／1,062力所	・相当の知識・経験を有する者を1名以上を配置 ・専任
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	550自治体 ※令和6年度末時点	—

他の協力員制度の現状

制度	役割・機能	守秘義務・委嘱手続	支援策
消費生活協力員・協力団体 (消費者安全法)	<u>消費者安全確保</u> のため、相談・援助を行う（見守り・行政へのつなぎ、情報提供）	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務有。本人同意なしで個人情報共有可。 (自治体からの提供は不可) 地方公共団体の長の委嘱。 	<ul style="list-style-type: none"> 報酬支払う例あり 自治体に<u>研修・情報提供の義務</u>あり。国も養成事業実施（講座等）
民生委員・児童委員 (民生委員法)	<u>社会福祉増進</u> のため、相談・援助を行う（見守り・行政へのつなぎ・情報提供）	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務有。本人同意なしで個人情報共有可 市推薦会・知事推薦を経て大臣委嘱。選任要件有。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動の実費弁償を交付税措置。業務負担軽減。 知事に<u>指導訓練義務・費用負担義務</u>有。国は都道府県等が行う研修費用の補助。
つながりサポーター（予算事業）	<u>孤独・孤立防止</u> のため、相談・援助を行う（声かけ・情報提供）	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務規定なし 委嘱手続きなし 	<ul style="list-style-type: none"> 国が委託、養成講座テキストを作成し、<u>養成講座実施</u>。
福祉協力員 (地区社協で実施)	<u>地域の支え合い推進</u> のため、相談・援助を行う（見守り・行政へのつなぎ・情報提供）	<ul style="list-style-type: none"> 個人の判断で情報保護（関係者間のみで共有等） 各地域の社協が推薦。地区社協会長の委嘱。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協で<u>活動費を支給する場合有</u>（無償の場合もある） 地域の<u>社協で役割講座等を実施</u>。

包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、都道府県の役割として、① 広域的な支援・調整が求められるケースの支援実施主体、② 市町村の包括的な支援体制の構築の支援、③ 人材育成・機運の醸成等が規定されている。

社会福祉法 第6条第3項

国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

- 指針の「第六 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援」において、都道府県の役割を以下のとおり規定。

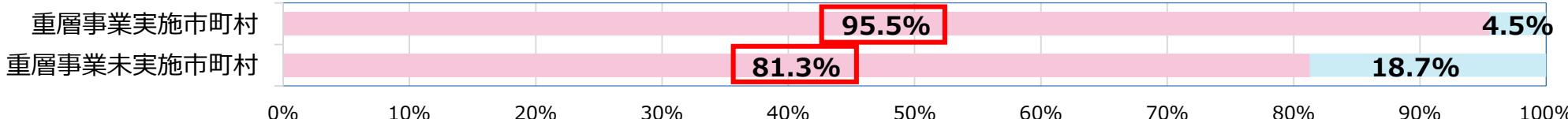
役割	具体的な取組
① 広域での支援や調整が求められる地域生活課題の解決に資する支援を実施する直接の主体	<ul style="list-style-type: none">専門的な支援を要する医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等 <p>※ 市町村間や支援機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等も含む</p>
② 市町村における包括的な支援体制の構築の支援	<p>管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供等の援助を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">管内市町村の実態把握や地域分析を行った上で、支援の広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援市町村域を超えた新たな事業の委託先の開拓とその共有
③ 市町村域を越える広域での人材育成や地域共生社会の機運の醸成	<ul style="list-style-type: none">包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催先駆的な取組の収集と共有等の人材養成や情報共有の取組管内市町村の関係者や地域住民等を広く対象とした勉強会や研修の開催等

包括的な支援体制の整備に係る市町村の要望

- 包括的な支援体制の整備にあたっての国・都道府県からの支援は、重層的支援体制整備事業実施・未実施に関わらず、多くの市町村が「必要あり」と考えている。
- 国・都道府県に期待する支援の内容としては、体制整備にあたってのノウハウや社会資源の開拓・調整等を求める声が多いほか、交付金関係の実務面についても支援を求める意見が多い。

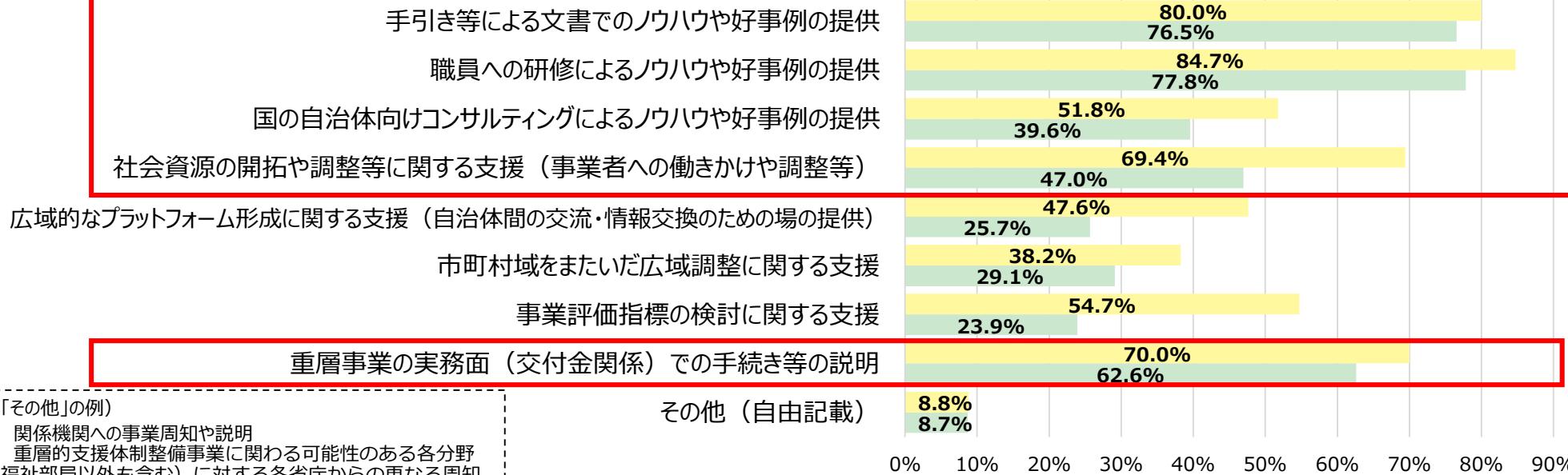
包括的な支援体制の整備にあたっての国・都道府県からの支援の必要性

■ 必要あり ■ 必要なし
実施市町村：n=178、未実施市町村：n=283（単数回答）



包括的な支援体制の整備にあたって、国・都道府県に期待する支援

■ 実施市町村 ■ 未実施市町村
実施市町村：n=170、未実施市町村：n=230（複数回答）



（「その他」の例）

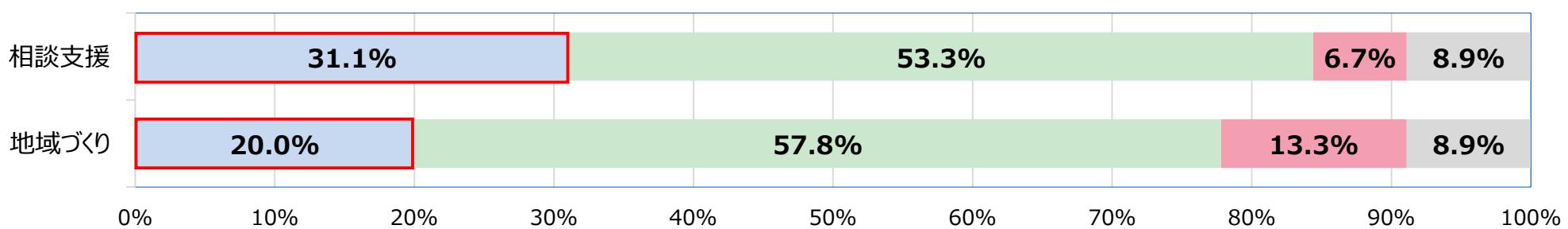
- 関係機関への事業周知や説明
- 重層的支援体制整備事業に関する可能性のある各分野（福祉部局以外も含む）に対する各省庁からの更なる周知

都道府県による市町村支援の状況 ①

- 都道府県が、包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況をどれくらい把握しているかみると、相談支援・地域づくりいずれの観点でも、「重層的支援体制整備事業・重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している」が最も多かった（それぞれ53.3%、57.8%）。
- 他方、「重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している」は、相談支援において31.1%、地域づくりにおいて20.0%にとどまっている。

包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況の把握

n=45 (単数回答)



- 重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、取組状況までは把握していない
- その他

(その他 (自由記述))

- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、自治体数も多く、各自治体における取組状況を正確に把握することは難しい。
- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、そのすべての市町村の取組状況は把握できていない。
- ・ 重層事業は取組状況を把握しているが、移行準備事業は把握できていない。

重層的支援体制整備事業における支援会議・重層的支援会議について

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、深刻な状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、支援会議が法定化されている。
- 一方、重層的支援会議は、個々の対象者に係る支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものであり、目的や対象者の範囲等が異なる。

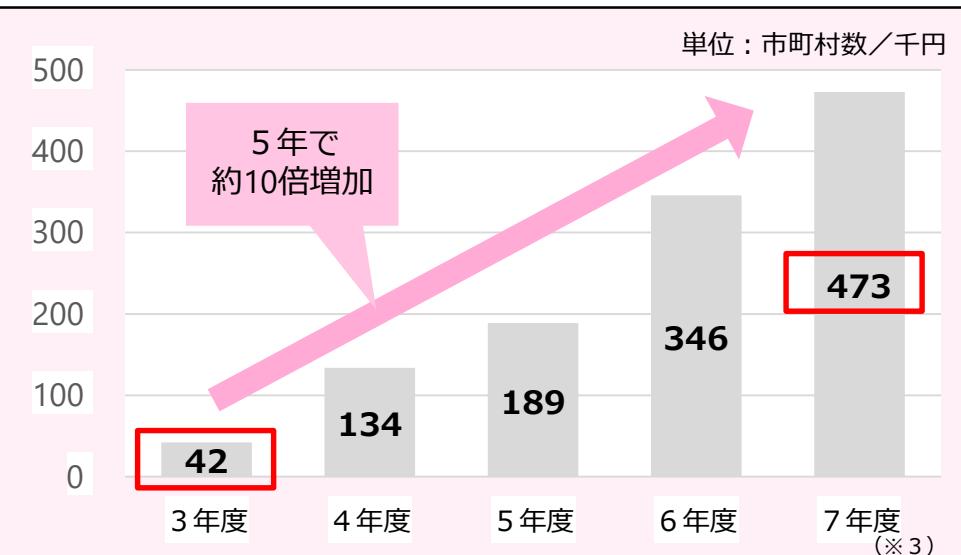
【支援会議と重層的支援会議の整理】

	支援会議	重層的支援会議
設置根拠	法律（社会福祉法第106条の6 第1項）	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置（開催）主体	市町村	多機関協働事業者
対象	市町村が支援決定したケースに限らない	市町村が支援決定したケース
関係機関との情報共有	本人の同意がなくても可能 ※ 支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない ※ 第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり	本人の同意が必要
主な目的	<ul style="list-style-type: none">・ <u>関係機関間の情報共有</u>による、<u>支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ</u>・ <u>地域における支援体制の検討</u> <p>(取り扱う事例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案・ 世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案	<ul style="list-style-type: none">・ <u>プラン案の適切性の協議</u>・ 支援提供者によるプランの共有・ プラン終結時等の評価・ 個々のニーズに対応する<u>社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</u>

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施状況等

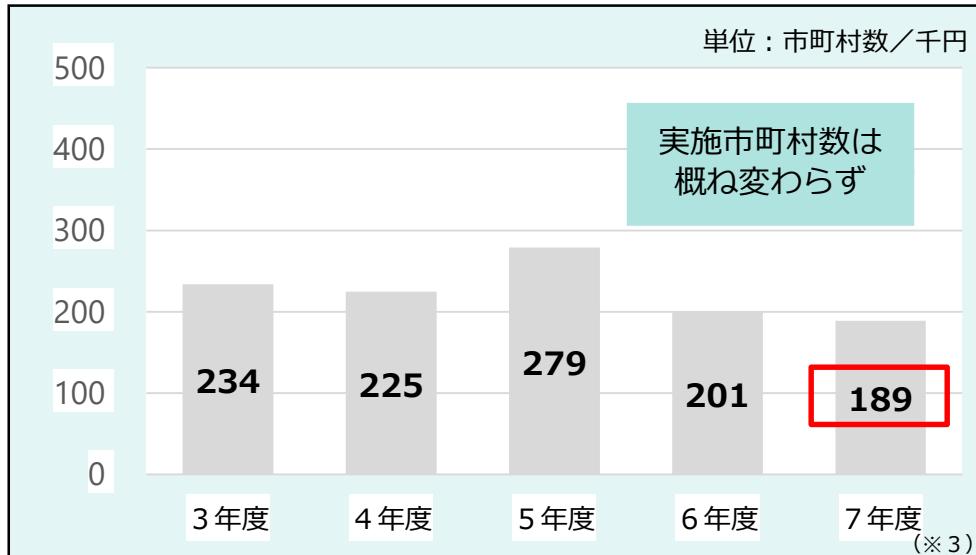
- 令和7年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は473市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約10倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額も約7倍（令和7年度予算額：5,554,102千円、令和3年度予算額973,260千円）となっている。
- また、令和7年度重層的支援体制整備事業への移行準備事業（※1）の実施予定市町村数は189市町村であり、今後同事業の実施を経て、重層的支援体制整備事業を開始するものと想定される。

重層的支援体制整備事業実施市町村数の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額 （※2）	973,260	2,699,933	2,748,774	5,280,619	5,554,102

重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村数の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額 （※3）	3,668,895	2,760,000	2,760,000	1,010,450	813,770

（※）重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ

（※1）同事業は、重層的支援体制整備事業に移行するための試行的な事業という性格を有しており、重層的支援体制整備事業事業の施行から一定期間が経過し、重層的支援体制整備事業の実施事例が数多く報告されてきていることから、令和7年度末をもって終了予定。

（※2）重層的支援体制整備事業のうち、同事業固有の事業である多機関協働事業等の予算額に限る。

（※3）令和7年度は見込値

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス①（指針の規定）

- 指針において、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを規定。
- あわせて、事業開始後も支援体制全体の状況把握や地域分析の上で、意見交換を継続し、見直しを図っていく重要性も規定。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

二 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業の下での体制整備の方針や、体制整備を進める際の具体的な工程等について、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要である。このため、庁内の関係部局と一緒に連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の整備を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該支援体制の見直しに当たっては、第五の三の重層的支援体制整備事業実施計画の見直しと併せて実施し、計画上で「見える化」を図ることも効果的である。

三 重層的支援体制整備事業実施計画

実施市町村は、法第百六条の五の規定に基づき、本指針に則して、重層的支援体制整備事業を適かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画(法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。以下同じ。)を策定するよう努めることとされている。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、包括的な支援体制の整備に向けた各実施市町村の方針について、地域住民や支援関係機関と議論を行うプロセスに意義があることから、重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業実施を行い、評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

このように、重層的支援体制整備事業実施計画は、法律上は実施市町村の努力義務とされているが、本指針の内容及び策定ガイドラインの内容を十分踏まえ、策定を進めることが望ましい。

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス②（通知の記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
(令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局
長ほか連名通知)より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱において、同事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを明示。

1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

・ 重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

- ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない。
- ・ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。
- ・ 重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。
- ・ 各市町村における重層事業の担当部署・担当者は、既存の支援の関係機関等を支援するいわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまふと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要。全ての市町村では、こうした点を十分に認識し、府内における組織的な検討作業、府外の関係者との関係性づくりのいざれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2. 重層的支援体制整備事業実施に向けて必要なプロセス

（1）なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、府内外で理解を得ておくことが必要である。

（2）「重層的」な取組を行うことの合意

体制を構築するためには、まずは府内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

（3）事業のデザイン

重層事業は、（1）及び（2）のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 府内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせそうな社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでどのような取組が可能か

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の4、第106条の5）

- 令和2年社会福祉法改正にて第106条の4を新設し、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、重層的支援体制整備事業を創設。
 - ⇒ 社会福祉法等に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備。
 - ⇒ 重層的支援体制整備事業を実施する際は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めるよう努めることとされている。

社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一～五（略）

3～5（略）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4・5（略）

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン①

- 社会福祉法第106条の5においては、市町村は重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。
⇒「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）において「重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン」でも提示。そのポイントは以下のとおり。

重層的支援体制整備事業実施計画策定の考え方

この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域や地域住民が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。

また、重層事業は、既存制度からの財源と新たな機能の財源が重層的支援体制整備事業交付金に一括化され、当該交付金を活用して関係機関が連携の下で実施するものであることから、支援関係機関が体制整備の方針に納得し、円滑かつ効果的に事業を実施していくためのプロセス・手段として、

- ① 支援関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
- ② 計画に基づいた事業実施
- ③ 事業実施結果の評価・検証
- ④ 実施結果等を踏まえた計画の見直し

といったPDCAサイクルにより、事業を実施していくことが求められる。

従って、法文上は重層事業実施計画の策定は努力義務とされているが、重層事業の真価は、地域の支援関係者等の共通認識のもとで緊密な連携体制が構築されることによってはじめて発揮されるものであることを踏まえると、事業を実施しようとする市町村においては、計画策定は必須のプロセスであるとの認識のもと積極的に進めていただきたい。

また重層事業実施計画の策定の際には、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の内容を十分踏まえることとする。

重層的支援体制整備事業実施計画及びその策定のための本ガイドラインの位置づけ

重層的支援体制整備事業は、法第106条の第1項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法として創設されたものである（略）。重層的支援体制整備事業実施計画及び本策定ガイドラインは、地域共生社会の理念等の共通部分は、市町村地域福祉計画に記載することとし、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容としている。

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン ②

重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込むべき事項

法第106条の5、社会福祉法施行規則第34条の10に掲げる、重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込むべき事項は以下のとおり。

①	重層事業を適かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針（事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など）
②	重層事業について、包括的相談支援事業（第106条の4第2項第1号）、参加支援事業（同項第2号）、地域づくりに向けた支援事業（同項第3号）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第4号）、多機関協働事業（同項第5号）のそれぞれの提供体制に関する事項
③	重層事業の事業目標・評価指標（包括的相談支援事業における相談受付件数、参加支援事業の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり事業の拠点数・参加者数・参加機関数など）
④	関係機関間の一体的な連携に関する事項（関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など）

市町村は、関係者間の合意のもと、重層事業実施計画に記載した内容に基づき、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる（特に②の提供体制の事項）。

また、重層事業実施計画の策定プロセスは、既述のとおり、地域の支援関係者等での理念の共有をはじめとして、地域の支援ニーズの把握、重層事業実施体制の検討など、重層事業の適かつ円滑な実施の基盤となるものである。

しかしながら、①から④までの記載事項に係る議論について網羅的かつ十分に実施するためには、相当の時間がかかることが想定される。

従って、**重層事業開始時の計画への必須の記載事項は、市町村において重層事業の事業費を見積もる際の基礎情報となる以下の事項等とする。**

(必須の記載事項)

- ・ 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型）
- ・ 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数などのような体制で設置するか等）
- ・ 重層的支援会議の実施方法
- ・ 支援関係機関間の連携に関する事項

このほか、**地域での議論に時間を要すると思われる以下の記載事項については、重層事業の開始時点においては、任意の記載事項とする。**

(任意の記載事項)

- ・ 重層事業を適かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ・ 重層事業の事業目標
- ・ 重層事業の事業評価・見直しに関する事項

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、包括的相談支援事業の各事業だけでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしている。その上で、受け止めた課題のうち、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものは、多機関協働事業につなぐことを規定している。

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

2 各事業の内容

実施市町村においては、1の目的を達成するために、次のイからホまでに掲げる事業を一体のものとして実施することとする。その際、イからハまでの事業は相互に関連して地域住民やその世帯を支える機能として一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築した上で、当該セーフティネットを更に強化するものとして、二及びホの事業を実施することとする。

イ 包括的相談支援事業（法第百六条の四第二項第一号）

（略）

包括的相談支援事業において受け止めた地域生活課題のうち、(1)から(4)までの事業のうち一の事業のみでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行う。また、受け止めた地域生活課題のうち、複雑化・複合化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものについては、ホに掲げる多機関協働事業につなぎ、当該事業の調整によって、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図る。（略）

ロ 参加支援事業（法第百六条の四第二項第二号）

ハ 地域づくりに向けた事業（法第百六条の四第二項第三号）

ニ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第百六条の四第二項第四号）

ホ 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（法第百六条の四第二項第五号及び第六号）

多機関協働事業は、複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業である。

まず、個別の支援においては、一の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、支援関係機関との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めることとなる。この役割分担の結果や支援の方向性を表した支援プラン（法第百六条の四第二項第六号）を策定し、支援関係機関間の意識の共有を図ることが求められる。

また、多機関協働事業は、当該役割分担による支援の進捗状況等を把握し、適切な助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、実施市町村全体の支援関係機関のチームによる継続的な伴走型支援の実施を実現する。さらに、多機関協働事業は、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

多機関協働事業の役割②（通知における記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
(令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局
長ほか連名通知)より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱においても、多機関協働事業は「複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役」であり、「重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める」ための事業であることが明示されている。

（1）目的

- ・本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。

（3）事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

イ 相談受付

複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながれた場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。